

重要事項説明書

あなたに対する日中一時支援サービスを提供するにあたり、厚生労働省令及び郡上市条例に基づき当事業所が説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人ぶなの木福祉会
所 在 地	岐阜県郡上市白鳥町白鳥 33 番地 17
電 話 番 号	0575-83-0123
代 表 者 氏 名	理事長 野田 美鈴
設 立 年 月 日	平成 14 年 4 月 1 日

2. サービスを提供する事業所

名 称	障がい者地域生活支援センター サポートぶなの木
所 在 地	郡上市白鳥町白鳥 33 番地 17
事業所の種類	日中一時支援 2161010017
管 理 者	大坪 隆成
サ - ビ ス 提 供 場 所	ぶなの木学園内、ぶなの木学園共働社内 生活施設ぶなの木ホーム内
対 象 者	身体障害者 (18 歳未満の者を除く。) 知的障害者 (18 歳未満の者を除く。) 障害児 (18 歳未満の身体障害者及び知的障害者) 精神障害者 (18 歳未満の者を含む) 難病等対象者 (18 歳未満の者を含む)
定員	5 人。

3. サービスの目的及び運営方針

目 的	障がい者等が居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害福祉サービス事業所への日中の一時的な入所を必要とする障害者等に対し、食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援を提供します。
運 営 方 針	関係法令を遵守し、他の保健医療福祉サービスとの連携を図った適正且つきめの細かなサービスの提供を利用者が必要な時に必要な期間提供します。

4. 従業員の職種、員数及び職務の内容

職 種	常勤	職務の内容
管 理 者	1 (兼務)	従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている日中一時支援の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
生活支援員	1 (兼務)	食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護等について、適切に援助する。
事 務 員	1 (兼務)	日中一時支援に係る事務を行う。

5. サービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
営業日と営業時間	営業日 月曜日から日曜日 (ただし 12月29日～1月3日を除く) 営業時間 9:00 ~ 17:00
食 事 の 提 供	希望により、食事の提供をします。 年齢と障がいの特性に応じた栄養及び内容の食事を、適切な時間に提供します。
保 護	利用者の身体その他状況及びその置かれている環境に応じて、必要な保護を行います。
身 体 等 の 介 護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。 ・入浴・排泄 必要に応じて介助や確認を行います。 ・着脱衣 必要に応じて介助、確認します。 ・整容 毎食後の歯磨き援助、介助、確認。洗面の援助、介助、確認等
機 能 訓 練	運動機能の維持向上を目的とした機能訓練を行います。
健 康 管 理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
生 活 相 談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
送 迎	居宅等から事業所までの間の送迎を行います

6. 利用者及び児童の保護者から受領する費用の額

サービスの種類	サービスの内容	金 額
昼 食 代	ただし、食事提供加算を算定した場合は、昼食の額から加算額を減じた金額を算定します。	500 円

日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当である費用。	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行した場合に係る経費。	実費
その他	サービス提供記録等の複写代 証明書等の書類の発行代 送迎にかかる費用のうち送迎加算を超える額	実費

※消費税は非課税扱いです

7. 利用料金

以下に記載するサービス利用料金のうち 9 割が郡上市地域生活支援事業給付費の給付対象です。事業者が給付費の給付を直接受け取る（代理受領）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いいただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

利用料金は翌月 20 日頃までに請求書を発行しますので、指定の方法でお支払いください。正当な理由がなく利用料金を 3 ヶ月以上滞納されると、サービスの利用を制限させていただく場合があります。

日中一時支援（障がい者等）

30 分以上 2 時間以下	1,000 円
2 時間を超え 4 時間以下	1,700 円
4 時間を超え 8 時間以下	3,500 円
8 時間を超える場合	5,300 円

日中一時支援（重症心身障がい者等）

30 分以上 2 時間以下	3,000 円
2 時間を超え 4 時間以下	4,800 円
4 時間を超え 8 時間以下	9,700 円
8 時間を超える場合	14,500 円

※重症心身障がい者とは、療育手帳の A2 以上かつ、身体障害者手帳の肢体不自由 1,2 級を所持しているものとする

加算

食事加算	300 円	事業所による食事の提供を希望された場合 1 食あたり所定の額を加算します。
送迎加算	210 円	居宅等と当該施設間の送迎を行った場合に、片道につき所定の額を加算します。

8. 秘密保持と個人情報の保護

事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、日中一時支援サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

サービスを円滑に提供するため、他の障がい福祉サービス事業者等との情報の共有が必要な場合があります。事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いる等、利用者の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、利用者の家族の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。

9. 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う日中一時支援サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った日中一時支援サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

11. 苦情解決の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

12. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
- (2) 成年後見制度の利用支援を行います。
- (3) 苦情解決体制の整備を行います。
- (4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施を行い、研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

13. 利用にあたっての留意事項

設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります
喫煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品の管理は、利用者の責任において管理をしてください。自己管理が出来ない場合は、施設に貴重品を持ち込まない等の対応をお願いします。
宗教・政治・ 営利活動について	施設内での布教活動、政治活動、営利活動は禁止します。

14. 非常災害時の対策

別途定める消防計画に則り対応します。

郡上市地域生活支援事業（日中一時支援事業）の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 : 障がい者地域生活支援センター サポートぶなの木

説明者 : 管理者 大坪 隆成

私は、本書面に基づいて事業者から説明を受け、サービスの利用内容について同意しました。

平成 年 月 日

利用者住所

氏 名